

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

愛川町は、健康管理に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

愛川町長

公表日

平成29年5月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	<p>愛川町長は、予防接種法、母子保健法、健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問指導を実施する上で、特定の個人を識別するために番号を利用する。 ・予防接種の接種履歴を入力、または未接種者への接種勧奨を実施する上で、番号を利用する。 ・妊娠届出及び母子健康手帳交付の申請(転入者も含む。)を受け、母子健康手帳の交付を行う。 ・妊婦健康診査の実施及び受診結果の記録を行う。 ・予防接種の一部及びがん検診に関する事務において、町民税非課税世帯及び生活保護世帯の確認をし、受診者負担金免除決定書の交付を行う。 ・予防接種による健康被害が発生した際の救済措置を行う。 ・がん検診や肝炎ウイルス検診等の受診履歴の確認を行う。
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 予防接種ファイル (2) 母子保健ファイル (3) 健康診査ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の10、49、76の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第10条、第40条、第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) <p>(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(16の2の項) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項)</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠) : 第12条の2、第30条第8号</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施」が含まれる項(16の2の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給」が含まれる項(17、18、19の項)</p> <p>(別表第二省令における情報照会の根拠) : 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	民生部 健康推進課
②所属長	課長 亀井 敏男
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	愛川町役場 民生部 健康推進課 健康づくり班、母子保健班 郵便番号243-0392 住所：神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1 電話：046-285-6970 ファクス：046-285-8566 E-mail：kenko-suishin@town.aikawa.kanagawa.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	愛川町役場 総務部 行政推進課 情報統計班 郵便番号243-0392 住所：神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1 電話：046-285-6925 ファクス：046-286-5021 E-mail：gyousei@town.aikawa.kanagawa.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年5月9日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年5月9日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月6日	1.②事務の概要	(追記)	・妊婦健康診査の実施及び受診結果の記録を行う。	事後	毎年1回の見直しの際に修正
平成28年9月6日	1.②事務の概要	(追記)	・予防接種による健康被害が発生した際の救済措置を行う。	事後	毎年1回の見直しの際に修正
平成28年9月6日	1.②事務の概要	・肝炎ウイルス検診の受診履歴の確認を行う。	・がん検診や肝炎ウイルス検診等の受診履歴の確認を行う。	事後	毎年1回の見直しの際に修正
平成28年9月6日	1.②事務の概要	・予防接種費用助成、特定不妊治療費助成及び不育症治療費助成の申請を受け、申請内容を審査し、助成の適否について決定した上で、助成金を交付する。	(削除)	事後	毎年1回の見直しの際に修正
平成28年9月6日	1.②事務の概要	・妊娠届出及び母子健康手帳交付の申請(転入者も含む。)を受け、母子健康手帳、妊婦健康診査受診券及び妊婦歯科健康診査受診券の交付を行う。	・妊娠届出及び母子健康手帳交付の申請(転入者も含む。)を受け、母子健康手帳の交付を行う。	事後	毎年1回の見直しの際に修正
平成28年9月6日	1.②事務の概要	・予防接種及びがん検診に関する事務において、町民税非課税世帯及び生活保護世帯の確認をし、受診者負担金免除決定書の交付を行う。	予防接種の一部及びがん検診に関する事務において、町民税非課税世帯及び生活保護世帯の確認をし、受診者負担金免除決定書の交付を行う。	事後	毎年1回の見直しの際に修正
平成29年5月19日	4.②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第30条第7号	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(16の2の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第12条の2、第30条第8号	事前	
平成29年5月19日	4.②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給」が含まれる項(17、18、19の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) :第13条	(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施」が含まれる項(16の2の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給」が含まれる項(17、18、19の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) :第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事前	
平成29年5月19日	5.②所属長	課長 皆川 とく江	課長 亀井 敏男	事後	内容の見直しに合わせて修正